



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年2月20日金曜日 第687号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（保健福祉課） ……60
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（障がい福祉課） ……60
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更……………（ ） ……61
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課） ……61
- 肥料登録有効期間の更新……………（農産園芸課） ……62
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課） ……62
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ） ……62
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ） ……62
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ ） ……63
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ） ……63
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ ） ……63
- 建設業者の許可の取消し（2件）……………（中予地方局管理課、南予地方局管理課） ……63

## 公 告

- 愛媛県立学校空調整備の借入れ及び保守管理等業務……………（教育総務課施設厚生室） ……64
- 愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（ガス式）……………（ ） ……65

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称         | 住所又は事務所の所在地      | 委託した公金事務              | 指 定 日    | 委託をした日   | 委 託 期 間                   |
|-------------|------------------|-----------------------|----------|----------|---------------------------|
| 伊予鉄総合企画株式会社 | 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 | 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給業務 | 令和8年2月3日 | 令和8年2月3日 | 令和8年2月3日から<br>令和8年5月29日まで |

### ○愛媛県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称           | 所 在 地           | 開 設 者      |                    |               | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日    |
|---------------|-----------------|------------|--------------------|---------------|---------------|----------|
|               |                 | 氏名又は名称     | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名        |               |          |
| アルファ調剤薬局 北宝来店 | 今治市北宝来町三丁目3番地34 | 株式会社アルティザン | 松山市小栗一丁目6番26号206号室 | 代表取締役<br>瀬尾元太 | 薬局（育成医療・更生医療） | 令和8年2月1日 |

### ○愛媛県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中村時広

| 指定訪問看護事業者等      |                 |                  | 訪問看護ステーション        |                  |                        | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|------------------------|---------------|-------|
| 名 称             | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名           | 名 称               | 所 在 地            |                        |               |       |
| 株式会社B r i d g e | 高知県高知市新屋敷2丁目9-2 | 代表取締役<br>鳥 谷 将 由 | えん訪問看護ステーション 四国中央 | 四国中央市三島中央3丁目6-19 | 訪問看護ステーション (育成医療・更生医療) | 令和8年2月1日      |       |

○愛媛県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称           | 所 在 地          |               | 担当する医療の種類              | 変 更 年月日   |
|---------------|----------------|---------------|------------------------|-----------|
|               | 変 更 前          | 変 更 後         |                        |           |
| 訪問看護ステーションゆらり | 宇和島市保手5丁目1番16号 | 宇和島市宮下甲853番地1 | 訪問看護ステーション (育成医療・更生医療) | 令和2年4月20日 |

○愛媛県告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項                    | 変 更 前                       | 変 更 後                       | 変 更 の 年月日 | 届 出 年月日  |
|------------|-------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------|----------|
| ディオ東予店     | 西条市周布667-1  | 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 大黒天物産株式会社<br>代表取締役<br>大賀 昭司 | 大黒天物産株式会社<br>代表取締役<br>大賀 昌彦 | 令和7年7月2日  | 令和8年2月6日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項        | 変 更 前  | 変 更 後  | 変 更 する 年月日 | 届 出 年月日   |
|------------|-------------|-------------------|--------|--------|------------|-----------|
| イオンモール新居浜  | 新居浜市前田町8番8号 | 駐車場の位置及び収容台数      | 3,401台 | 3,401台 | 令和8年10月1日  | 令和8年1月30日 |
|            |             | 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 7箇所    | 7箇所    |            |           |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第105号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中村 時 広

| 登録有効期限     | 登録番号      | 肥料の種類     | 肥料の名称      | 保証成分量(%)                 | その他の規格             | 生産業者の氏名又は名称及び住所              |
|------------|-----------|-----------|------------|--------------------------|--------------------|------------------------------|
| 令和14年3月17日 | 愛媛県第1259号 | 炭酸カルシウム肥料 | 10粉状苦土炭酸石灰 | アルカリ分 53.0<br>可溶性苦土 10.0 | その他の制限事項は、公定規格のとおり | 株式会社研農<br>高知県高知市百石町二丁目25番20号 |

○愛媛県告示第106号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和8年2月20日

愛媛県東予地方局長 河上 芳一

| 事業者番号      | 指定障害児通所支援事業者     |                 |        | 指定障害児通所支援の種類 | 指定障害児通所支援事業所   |                         | 指 定 日<br>年 月 日 |
|------------|------------------|-----------------|--------|--------------|----------------|-------------------------|----------------|
|            | 氏名又は名称           | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |              | 名 称            | 所 在 地                   |                |
| 3850500459 | 一般社団法人愛媛障がい児支援組合 | 愛媛県新居浜市船木3836番地 | 鈴木 喜代香 | 放課後等デイサービス   | Hightouch Step | 愛媛県新居浜市横水町382番地1 381番地1 | 令和7年12月1日      |

○愛媛県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年2月20日

愛媛県東予地方局長 河上 芳一

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者 |                          |         | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所    |                          | 指 定 日<br>年 月 日 |
|------------|---------------|--------------------------|---------|---------------|------------------|--------------------------|----------------|
|            | 氏名又は名称        | 主たる事務所の所在地               | 代表者の氏名  |               | 名 称              | 所 在 地                    |                |
| 3810200786 | サスケITサービス株式会社 | 愛媛県新居浜市西町1番30号           | 白石 光 廣  | 就労定着支援        | サスケ設計工房今治        | 愛媛県今治市石井町二丁目3番37号        | 令和7年12月1日      |
| 3810201107 | 社会福祉法人 来島会    | 愛媛県今治市北宝来町2-2-12         | 越 智 清 仁 | 就労選択支援        | ジョブサポートセンター ここすた | 愛媛県今治市高橋ふれあいの丘1-3        | 令和7年12月1日      |
| 3810601025 | 合同会社リンク       | 愛媛県西条市三津屋180-4 藤ビル1F 1号室 | 谷 川 廉   | 居宅介護          | ヘルパー事業所コア        | 愛媛県西条市三津屋180-4 藤ビル1F 1号室 | 令和7年12月1日      |

○愛媛県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年2月20日

愛媛県東予地方局長 河上 芳一

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者 |                  |         | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所       |                | 廃 止 日<br>年 月 日 |
|------------|---------------|------------------|---------|---------------|--------------------------|----------------|----------------|
|            | 氏名又は名称        | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名  |               | 名 称                      | 所 在 地          |                |
| 3810201164 | 合同会社アクトアライズ   | 愛媛県西条市河原津甲178番地2 | 川 又 邦 彦 | 生活介護          | 多機能型事業所 輪（生活介護・就労継続支援B型） | 愛媛県今治市中寺563番4号 | 令和7年11月30日     |

○愛媛県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年2月20日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所  |               | 指定年月日     | サービスの種類 |
|------------------------|--------------|---------------|-----------|---------|
|                        | 名称           | 所在地           |           |         |
| 株式会社メディカル&フィットネスLIR    | 訪問看護ステーションはる | 愛媛県西条市国安702-3 | 令和7年12月1日 | 訪問看護    |

○愛媛県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和8年2月20日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所 |               | 指定年月日     | サービスの種類  |
|--------------------------|---------------|---------------|-----------|----------|
|                          | 名称            | 所在地           |           |          |
| 株式会社メディカル&フィットネスLIR      | 訪問看護ステーションはる  | 愛媛県西条市国安702-3 | 令和7年12月1日 | 介護予防訪問看護 |

○愛媛県告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年2月20日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所    |                   | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|------------------------|----------------|-------------------|------------|---------|
|                        | 名称             | 所在地               |            |         |
| 社会福祉法人日親会              | 訪問介護ラ・ファミーユ    | 愛媛県今治市菊間町浜1453番地1 | 令和7年12月31日 | 訪問介護    |
| 株式会社檜扇                 | 訪問介護ひおうぎ       | 愛媛県今治市近見町三丁目1番14号 | 令和7年12月31日 | 訪問介護    |
| 社会福祉法人愛美会              | デイサービスセンター三島の杜 | 愛媛県四国中央市上柏町202-1  | 令和7年12月31日 | 通所介護    |

○愛媛県告示第112号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号         | 許可年月日     | 商号又は名称      | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地                        | 取消年月日     | 取り消した建設業の種類   | 取消しの原因となった事実   |
|--------------|-----------|-------------|-------|-----------------------------------|-----------|---|----------------|
| (般-4)第18834号 | 令和4年6月9日  | 宮本テック(株)    | 宮本 恭平 | 松山市辰巳町1-23                        | 令和8年1月9日  | 土木工事業<br>とび・土工工事業<br>石工事業、鋼構造物工事業<br>舗装工事業<br>しゅんせつ工事業<br>水道施設工事業 | 建設業の廃止<br>(一部) |
| (般-6)第19130号 | 令和6年5月15日 | (株)AimCrew  | 森本 翔太 | 松山市大手町1-11-1<br>愛媛新聞・愛媛電算ビル<br>2階 | 令和8年1月23日 | 電気通信工事業   | 建設業の廃止<br>(一部) |
| (般-4)第1199号  | 令和4年8月10日 | (有)天野電話設備商会 | 天野 正彦 | 松山市来住町1395-1                      | 令和8年1月28日 | 電気通信工事業   | 建設業の廃止         |

○愛媛県告示第113号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号         | 許可年月日      | 商号又は名称  | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地      | 取消年月日     | 取り消した建設業の種類       | 取消しの原因となった事実 |
|--------------|------------|---------|-------|-----------------|-----------|-------------------|--------------|
| (般-5)第16320号 | 令和5年6月24日  | (有)菊池工業 | 菊池 文伸 | 大洲市大洲885-10     | 令和8年1月5日  | 機械器具設置工事業         | 建設業の廃止       |
| (般-4)第8291号  | 令和4年6月22日  | 昭和建設(有) | 村田 紳哉 | 大洲市平野町平地102-21  | 令和8年1月7日  | 土木工事業             | 建設業の廃止       |
| (般-2)第15895号 | 令和3年2月14日  | (株)アイケン | 太田 博之 | 大洲市東大洲855-1     | 令和8年1月13日 | 左官工事業             | 建設業の廃止(一部)   |
| (般-7)第11021号 | 令和7年10月26日 | (有)大和開発 | 上甲 元子 | 大洲市菅田町大竹甲1566-1 | 令和8年1月15日 | 土木工事業<br>とび・土工工事業 | 建設業の廃止       |
| (般-4)第10486号 | 令和4年4月19日  | 三瀬工務店   | 三瀬 保  | 大洲市柚木919-3      | 令和8年1月19日 | 建築工事業             | 建設業の廃止       |

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県立学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務

## (2) 借入物品名及び数量

愛媛県立学校空調設備の借入れ 一式

ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修繕を含む。

※既設設備の流用は可能だが、保守管理及び修繕の対象とする。

数量は以下のとおり。

10校291室、体育館2棟

## (3) 借入物品の内容等

仕様書による。

## (4) 借入期間

各学校の空調設備は、令和9年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から15年間（180箇月）とする。

なお、借入期間は、15年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。

## (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

## (6) 入札方法

ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（180箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格及び令和8年度から10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 令和9年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。
- この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室施設グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)907-5520

## (2) 入札書の受領期限

令和8年3月31日（火）から4月1日（水）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月31日（火）午後5時15分までに必着のこと。

## (3) 入札説明書の交付方法

令和8年2月20日（金）から3月16日（月）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

## (4) 開札の日時及び場所

令和8年4月1日（水）午前10時00分

愛媛県庁第一別館11階 施設厚生室

※詳細については、入札参加者に別途通知する。

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 提出期限  
令和8年3月16日（月）午後5時15分まで  
イ 受付場所  
3の(1)に掲げる場所  
ウ 提出方法  
持参又は郵送等
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要  
ア 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。  
イ 落札した場合に電子契約を希望する場合は、上記(3)に掲げる入札仕様確認書提出期限までに電子メール（shisetsukosei@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。  
ウ 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。  
エ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural School Air conditioning, 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 1 April 2026  
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 31 March 2026)
- (3) For further information, please contact: Facilities Section, Facility Public Welfare Office, Education General Affairs Division, Management Department, Ehime

Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-907-5520

#### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（ガス式）
- (2) 借入物品名及び数量  
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式  
ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修繕を含む。  
※既設設備の流用は可能だが、保守管理及び修繕の対象とする。  
数量は以下のとおり。  
1校51室
- (3) 借入物品の内容等  
仕様書による。
- (4) 借入期間  
空調設備は、令和9年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。  
借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から13年間（156箇月）とする。  
なお、借入期間は、13年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（156箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格及び令和8年度から10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和9年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室施設グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)907-5520

(2) 入札書の受領期限

令和8年3月31日(火)から4月1日(水)午前10時29分までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月31日(火)午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和8年2月20日(金)から3月16日(月)までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年4月1日(水)午前10時30分

愛媛県庁第一別館11階 施設厚生室

※詳細については、入札参加者に別途通知する。

### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和8年3月16日(月)午後5時15分まで

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

ウ 提出方法

持参又は郵送等

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

ア 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。

イ 落札した場合に電子契約を希望する場合は、上記(3)に掲げる入札仕様確認書提出期限までに電子メール(shisetsukosei@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

ウ 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。

エ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名)しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:29 a.m., 1 April 2026

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 31 March 2026)

(3) For further information, please contact: Facilities Section, Facility Public Welfare Office, Education General Affairs Division, Management Department, Ehime Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-907-5520